

介護予防通所リハビリテーション利用料金

令和元年10月1日改正

(1) 介護予防通所リハビリテーション費

介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度及び負担割合証によって介護予防通所リハビリテーション費や加算料金が異なります。(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

介護度	利用者負担金額
	1割負担の場合
要支援1	1,721円/月
要支援2	3,634円/月

(2) 加算料金(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

項目	利用者負担金額		概要
	1割負担の場合		
運動器機能向上加算	225円/月		理学療法士等が作成した運動器機能向上計画に基づき、適切なサービスの実施、定期的な評価と見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算されます。
栄養改善加算	150円/月		管理栄養士を中心に、利用者の低栄養状態の改善等を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を実施した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	150円/月		口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練の実施した場合に加算されます。
栄養スクリーニング加算	5円/回		栄養士等が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で提供した場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算	330円/月		利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価。新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合に加算されます
生活行為向上リハビリテーション実施加算(新設)	900円/月：開始日から3月以内(1割負担) 450円/月：開始日から3月超6月以内(1割負担)		利用者の生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえ、所定の基準を満たしてリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
選択的サービス複数実施加算	I	480円/月	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各サービスを実施した場合に組み合わせにより加算されます。
	II	700円/月	
サービス提供体制強化加算	要支援1	72円/月	介護職員のうち、介護福祉士が50%以上の場合に加算されます。
	要支援2	144円/月	
介護職員処遇改善加算	{(介護サービス費と加算料金の合計額) × 34 ÷ 1,000} 円/月		

(3) 食費(昼食) 600円/回

(4) 紙おむつ、尿取りパッド等の代金 実費

(5) 送迎代(通常の事業の実施区域外の送迎) 50円/km